

## 第 2 章

### グローバル化の波に消えゆく森 —ソロモン諸島における森林伐採の展開および転換—

石森 大知

要旨： 太平洋における経済的なグローバル化は、世界市場に向けて天然資源の供給元に位置づけられる過程でもあった。19 世紀末以降にビャクダン、ナマコ、ベッコウなどの供給に端を発し、現在では、(とくにメラネシアで) 林業と鉱業が重要な位置を占める。そのうち本稿では、ソロモン諸島の林業を取り上げる。同諸島では、1960 年代に輸出指向型の大規模な森林伐採がはじまった。そのさい、おもにイギリス系の伐採業者が植民地政府と結びつき、政府地で伐採がなされた。そして独立後の 1980 年代には、東南アジア系の伐採業者が土地所有者集団と直接的に契約を締結し、慣習地での伐採が主流となった。こうして 1990 年代には木材生産量が飛躍的に増加し、それが現在にも続いている。このような展開および転換は、たんに旧宗主国の企業から東南アジア系企業への交代を意味するだけではない。それは、国際木材市場動向の反映であるとともに、「新世界秩序」と称されるネオリベラリズムとも密接に結びついているのである。

キーワード： 森林資源のグローバル化、土地所有者集団と伐採業者、森林伐採をめぐる葛藤、ソロモン諸島

はじめに

世界第 6 位。これは、ソロモン諸島からの南洋材輸出量の順位である<sup>1</sup>。日本で考えれば、ある輸出産品が世界の 6 位であっても、取り立てて注目に値しないかもしれない。しかし、ソロモン諸島の総陸地面積は同 144 位であることを考えれば、6 位の重みも違ってくる。同諸島の独立以降、基幹産業としての森林伐採業の急成長は、国内の政治経済的な要因よりも、むしろグローバルな出来事に左右されてきたといえる。本稿は、ソロモン諸島の一地域における大規模な森林伐採の事例を取り上げ、それをよりグローバルな文脈から理解しようとする試みである。

グローバル化（グローバリゼーション）の概念をめぐっては、多分野の研究者が参加し、経済、文化、政治、言説などの次元で議論が交わされてきた。同概念の妥当性に関しても賛成派、懐疑派、折衷派に分かれており、その定義も研究者の数だけ存在するといっても過言ない。とはいえ、多くの研究者の間で、グローバル化とは人、物、資本、情報などの移動ネットワークの地球規模での拡大を意味するという点は共有されていると思われる。なかでも、とくに市場経済の世界的な拡大による「資本の国際間移動」という経済的次元は、グローバル化研究の中心的なテーマの1つとなってきたことは間違いないであろう（Firth [2007: 111-112], 白川[2008: 162]）。

太平洋の島々にとっての経済的な意味でのグローバル化は、天然資源の供給元に位置づけられる過程でもあった。それは、古くは19世紀の太平洋の人々と西洋人巡回商人との交易にさかのぼる。大航海時代が幕を閉じた後、太平洋の海には、ビャクダン、ベッコウ、ナマコ、シンジュガイなどの資源をあさる巡回商人が殺到した。そしてこれらの多くは中国で売りさばかれて絹、茶、磁器などの産品に姿をかえ、西洋に運ばれたのである。そこには、グローバルな財の流れがみられたといえる。やがておもに19世紀後半に島々は西洋列強によって植民地化され、20世紀以降に宗主国のトランスナショナルな企業によるココヤシ農園開発、林業、漁業、鉱業などがはじまった。その後、第二次世界大戦を経て1960年代から島々は徐々に独立を果たし、国際社会でひとり立ちするとともに、自律的な経済政策の立案が期待されるようになった。

とはいえ、独立から現在に至るまで、太平洋の新興島嶼国は、国家経済の少なからぬ部分を旧宗主国や国際機関から供与される財政援助に依存している。とくに1980年代以降、多くの島嶼国は、援助を受け取る条件として、国際通貨基金や世界銀行が提示する構造調整プログラムの導入を義務付けられた。それは、ネオリベラルな経済政策を主軸とし、保護貿易よりも自由貿易、国営化よりも民営化、政府介入よりも市場優先、そして外国資本への門戸開放などをパッケージ化したものである。島嶼国にとってその受け入れは事実上選択の余地がなく、それこそがグローバル化の一側面を示し、またグローバル化を助長するものでもある。その結果として、現在の太平洋島嶼国の経済は、かつてないほど世界市場に統合されているといえよう。

## 第1節 ソロモン諸島における森林伐採の概要

現在、太平洋（とくにメラネシア）から世界市場に輸出される天然資源のうち、森林資源は、鉱物資源と並び、経済的に大きなウェイトを占める。なかでも、ソロモン諸島の森林伐採および木材輸出はたびたび注目を集めてきた。この点について、つぎの2つが指摘できる。1つは、国家経済における木材輸出への依存度の高さであり、もう1つは、「世界最悪の熱帯雨林破壊」などとも形容される伐採状況をめぐってであ

る<sup>2</sup>。

1978年の独立時、ソロモン諸島の国家経済は、コブラ生産、林業（森林伐採）、漁業の三本柱に支えられてきた。ところが近年、コブラ生産量の減少に反比例するように、木材生産量は急増をみせ、森林伐採への依存度がこれまで以上に高まっている。たとえば、1990年の木材（以下、丸太材を含む）の輸出は国家総輸出額の34.5%に過ぎなかったが、1994年には56%にまで上昇している。そして1994年の国家歳入に森林伐採が占める割合は、31%であった（Kabutaulaka [2006b: 247]）。それ以降、森林伐採は、国家総輸出額の半分以上、国家歳入の3割以上を平均して生み出してきたのである。

ソロモン諸島における大規模な森林伐採は、比較的近年に開始され、1960年代にさかのぼる<sup>3</sup>。木材生産量は1960年代から1980年代前半まで年間にして約26万立方メートル平均であったが（Dauvergne [2001: 23]）、1990年代以降に急増する。1989年の木材生産量は30万立方メートルであったのに対して、1993年に70万立方メートル、1995年に82万6000立方メートルと右肩上がりの伸びを示すのである（Kabutaulaka [2006b: 244]）。その後、1998年末から首都ホニアラ（Honiara）を舞台として「民族紛争（1998～2003年）」が発生し、オイルパームやココヤシの農園および金山の閉鎖、さらには日本のマルハ（旧大洋漁業）の撤退など、外国資本が軒並みソロモン諸島から引き上げた。にもかかわらず、森林伐採の操業は継続され、紛争がもっとも激化した1999年に62万4000立方メートル、2000年に53万6000立方メートルの木材生産量を記録した（CBSI [2000: 16] [2001: 17-18]）。紛争中には多少の落ち込みはみられるが、それとて国内紛争よりも、むしろ1997年～1999年のアジア金融危機の影響と考えるべきかもしれない（Dauvergne [2001: 23-24]）。いずれにせよ、紛争終了後に木材生産量はふたたび飛躍的な増加傾向を示し、ついに2004年には100万立方メートルの大台を突破、2007年には144万6000立方メートルという、まさに天井知らずの勢いを保っている（CBSI [2007: 15] [2008a: 16]）。2008年には150万立方メートルに達することが確実視されているが（CBSI [2009: 16]）、これは20年前のじつに5倍の木材生産量ということになる。

しかし、ソロモン諸島の森林資源は当然ながら有限であり、その持続可能性について、研究者、国際機関、援助供与国、環境保護団体および地域社会の当事者から、警告が発せられている。持続可能なレベルは、基準とする年によって値が異なるため一概にはいえないが、1990年代中頃で1年間の伐採量にして27万5000立方メートル～30万立方メートルまでと試算されている。それを踏まえれば、同年代のいずれの年にも、持続可能なレベルの2倍以上の森林を伐採したことになる。森林資源の将来に関して、ソロモン諸島中央銀行の試算によれば、1990年代後半の木材生産量が持続すれば、2021年に森林資源は枯渇するという（CBSI [2006]）。またオースエイドは、2007

年までの傾向を踏まえてより厳しい見通しを示し、「2013 年までに自然木材のほとんどのストックは枯渇するだろう」と述べている（AusAID [2008: 27]）。筆者は、これらの予測の妥当性について検討を加えることはできないが、いずれにせよ、危機的な状況には違いないだろう。

以上、ソロモン諸島における森林伐採の概要を述べてきたが、伐採は、同諸島の全域で均質におこなわれているわけではない。木材輸出は国家の基幹産業であるにもかかわらず地域ごとの公的な統計資料は存在しないが、ある NGO 団体の試算によると、たとえば 1995 年の木材生産量で考えれば全体の約 70% はウェスタン州（Western Province）から生み出されている（Hviding and Bayliss-Smith [2000: 206-207]）。なかでも同州の本島、ニュージョージア島（New Georgia）は多くの伐採業者がひしめく最大の木材生産地であり、ソロモン諸島の森林開発はまさに同島を中心に回ってきたといっても過言ではない。

そこで本稿では、ニュージョージア島のなかでも伐採が激しい北部地域、すなわち北ニュージョージア（North New Georgia）の事例を取り上げる。同地域は火山島に特有の傾斜面と低地に豊かな熱帯雨林を有しており、それが島の人々の生活に恵みをもたらす一方で、貪欲な伐採業者にとっても垂涎的となってきた。同地域では 1960 年代から現在まで約 50 年に渡って外国資本による大規模な森林伐採がなされてきたが、伐採業者の受入れをめぐる国家、企業、政治家、地域社会（土地所有者集団）、教会というアクターが複雑な相互作用を展開してきた。以下では、北ニュージョージアにおける森林伐採の展開を概観した後で、ソロモン諸島の国家政策や国際木材市場の動向というより広い文脈を視野に入れ、森林資源のグローバル化について考察をおこなう。

## 第 2 節 北ニュージョージアの伐採史

### 2-1 LP 社と植民地政府の蜜月時代

ソロモン諸島は、1893 年にイギリス領ソロモン諸島保護領（British Solomon Islands Protectorate）となり、イギリスの植民地支配下に入った。植民地政府は、諸島の統治にかかる費用を捻出するためにも、西洋人事業家（おもにイギリス人やオーストラリア人）の開発投資を引き出す必要があった。そのため政府は、まず首狩りや血讐の絶えなかった島々の「平和」を実現し、島の各所で土地の接收をおこなった。土地の接收は、保護領法の「遊休地に関する規則」に基づいて実施され、ソロモン諸島の人々が生業活動や居住に使用していない（と一方的に政府が判断した）土地が遊休地（wasteland）とみなされ公的に譲渡可能な土地へと変わっていった。そのうち政府の

管理下におかれた土地は「政府地 (government land)」と呼ばれ、行政上の目的ほか、経済開発にも使用されることになる (Bennett [1987: 107])。

その政府地を開発目的で初めて獲得したのは、イギリスのトランスナショナルな企業、リーヴァーズ社 (Levers Pacific Plantations Ltd.) であった。同社は、ほぼ同時期に進出したバーズ・フィルプ社を凌ぐ勢いで土地の獲得を進め、1905年の時点で政府地全体の半分以上を占めていた。その土地の多くは、99年契約(あるいは999年契約)で植民地政府から貸与されたものであり、瞬く間にココヤシ農園に姿を変えた。当時はまだ輸出指向型の森林伐採はほとんどおこなわれておらず、植民地経済の中心はココヤシ農園開発であった。リーヴァーズ社は政府のサポートを受けつつ、コブラ生産で利益を上げていったのである (Bennett [1987: 125-129], 関根[2001: 65-66])。

やがて第二次世界大戦の混乱から一段落した1960年代、植民地政府は、コブラへの過度の依存を避けるため、それを補完しうる新たな産業の育成を模索するようになった。リーヴァーズ社も同様の考えをもち、政府と二人三脚の状態であった。そこで両者は、(まだ西洋人はほとんど手をつけていなかった)豊富な森林資源に白羽の矢を立てたのである。政府は、伐採業者の誘致に乗り出すとともに、「木材条例」をもうけて伐採許可証の発給を保証した。それを受けてリーヴァーズ社は、1963年にリーヴァーズ・パシフィック・ティンバー社 (Levers Pacific Timbers Limited, 以下、LP社と略す) を設立し、1968年から(現在のウェスタン州に位置する)コロンバンガラ島 (Kolombangara) の政府地で伐採操業を開始した。これが、ソロモン諸島における輸出指向型の大規模な森林伐採のはじまりである。その後、LP社は、コロンバンガラ島に近いギゾ島 (Gizo) の政府地でも伐採を開始するなど、現在のウェスタン州に相当する島々を中心に操業範囲を広げた。

LP社は、引き続き1970年代もウェスタン州の政府地で伐採をおこなっていたが、コロンバンガラ島の森林資源も減少が目立ち、利益拡大のためにはさらなる伐採地が必要であった。同社は、すでに1963年に(コロンバンガラ島の対岸に位置する)北ニュージョージアのバロラ (Barora) の政府地を得ていたが<sup>4</sup>、まだ開発に着手することなく、その周辺に広がる「慣習地 (customary land)」を欲していた。慣習地とは、島の人々あるいは土地所有者集団が共有する土地であり、現在ソロモン諸島の総陸地面積の88%を占める。当時、慣習地で大規模な森林伐採が実施されたことはなく、その実現のためには、まず各々の土地所有者集団と個別に交渉する必要があった。しかし、それはLP社の手に負えない作業であった。そこで同社は、植民地政府の土地局に対し、北ニュージョージアにおける地域的な合意および組織の形成(そして政府が仲介役となること)を懇願したのである (Hviding and Bayliss-Smith [2000: 225])。

1972年、植民地政府は、LP社の要求を受け入れ、「受託者制度 (trustee system)」を導入した。これは、個々の土地所有者集団が自分たちの代表となる「受託者 (trustee)」

を選出し、受託者の集団が伐採業者と交渉をおこなう制度である。その背景には、同年に改正された「集団名義」の土地登録を認める法が指摘できる(Larmour [1981: 138])。しかし、受託者制度を介した LP 社との交渉は、遅々として進展しなかった。そのおもな原因は、受託者の選出方法や土地境界線をめぐる問題などが浮上する以前に、伐採の推進派と反対派の対立が顕在化したからである。そして、その対立は、キリスト教宗派の相違に根ざすものでもあった。

北ニュージョージアでは、クリスチャン・フェローシップ教会(以下、CFC)と安息日再臨派教会(以下、SDA)の2つの宗派が支配的な影響力を有している。人口比率としては、おおよそ6(CFC)対4(SDA)と考えられる。CFCは、この地域出身のサイラス・エトというカリスマ的指導者によって創始された土着発生的な独立教会である。同教会は、主流派メソジスト教会から分離・独立して形成され、植民地時代には反西洋人的傾向を示すとともに、自律的発展の思考を有していた。このCFCは、西洋人の手による大規模な開発、つまりLP社の森林伐採に拒否反応を示したのである。一方のSDAでは、ともすれば伝統文化を重要視せず、(個人主義や現金獲得などを含め)近代化への強い関心を示すとともに、森林伐採の受入れに前向きであった。これら2つの宗派の対立が(同一の親族集団の内部においても)顕在化したことにより、受託者制度を介した契約交渉は、約5年間の議論を経たものの、行き詰まってしまった。それは、反対派が過半数を占めることを考えれば、当然の帰結ともいえよう。なお、その間にLP社は、慣習地に囲まれたバロラの政府地での伐採操業を開始し、すぐにでも慣習地に乗り出せる構えで、事態の行方を見守っていた(石森 [2004: 98-104])。

LP社と植民地政府は、慣習地の伐採計画を簡単には諦めなかった。彼らは、受託者制度の失敗を踏まえ、契約交渉を進める公的な場で伐採反対派を過半数以下に抑えることを考えた。1977年2月、政府は「森林と木材に関する改正案」を提出した。それにより、ソロモン諸島全域で土地所有者の「代表者(representative)」から成る「地域委員会(Area Committee)」を組織し、代表者の裁量で伐採業者と交渉をおこなうことが可能になった。こうして、「北ニュージョージア地域委員会」が発足した。ただし、さきの「受託者」とは異なり、「代表者」を選出する権利は、地域社会の人々ではなく、政府の側にあった。それは誤解を恐れずにいえば、政府の意向を汲む人々、つまり伐採推進派が優先的に「代表者」となることを意味したのである。その結果、北ニュージョージア地域委員会の過半数は伐採を望むSDAの代表者によって占められ、また同委員会を統括する現地人議長もSDAから選ばれた。LP社の受け入れも決定する一方で、伐採反対派のCFCの人々は、自分たちの意見が通用しないことを知っており、地域委員会を含む一連の話し合いのほとんどをボイコットしたという(石森 [2002])。

さらに、北ニュージョージア地域委員会は、政府の支援を受けて「北ニュージョージア木材会社(North New Georgia Timber Corporation, 以下、NNGTCと略す)」を創設

し、それと同時に政府に要請して「NNGTC 法案」の承認を受けた。NNGTC は、北ニュージョージアのすべての木材に関する権利 (timber right) を保有し、そして伐採の認可を与える権限をもち、また利益分配の義務を負う会社である (NNGTC [1979])。1980 年 6 月、NNGTC は、CFC からの反対にもかかわらず、LP 社と正式に伐採契約を結ぶに至る。これにより LP 社は (300 万立方メートルの商業利用可能な木材を有すると試算される) 450 平方キロメートルの慣習地における伐採権を手に入れたのである (Bennett [2000: 219])。

しかし、LP 社と NNGTC の間で契約が締結される以前から、すでに問題は生じていた。伐採反対派の CFC の人々を中心に「われわれの土地で勝手に伐採をおこなうな」といった主張とともに、土地紛争が顕在化したのである。その焦点は、「誰が土地に対する権利をもつのか」ということであった。問題解決に向けて、伝統的な手続きや話し合いではなく、いくつかの係争が地方裁判所に持ち込まれた。さらに、CFC の人々 (ここではエトも住むコロンバギア村の人々) は、LP 社の手に渡った政府地のバロラについて、それが不当に接収された土地であるとして自らの土地所有権を主張し、地方裁判所に訴えた。しかし、最終的に CFC の人々は複数の係争に敗訴したことで、「政府、裁判所、LP 社は組んでいる」という確信とともに、それらに対する不満や不信をより強めていった。

政府は、北ニュージョージアにおける土地に対する権利意識の高まりを目の当たりにし、LP 社の伐採操業が妨害されること (あるいは、それ以前には LP 社と NNGTC の契約が結ばれないこと) を恐れた。そこで政府は、1979 年に土地信託委員会をとおして「木材と土地に関する権利を分離する」ための法改正をおこなった。この点は NNGTC 法案に盛り込まれ、木材に対する権利は土地 (および土地所有者) に付随するのではなく、NNGTC が一括して所有することが規定された (NNGTC [1979])。政府の思惑としては、土地紛争を抱える地域では当事者間で時間をかけて話し合いを続行する一方で、話し合いおよびその帰結が伐採操業には一切の影響を及ぼさないことであった。その結果、NNGTC が管轄する土地について、「紛争があろうが殺し合いがあろうが (Bennett [2000: 219])」、LP 社との契約およびその伐採操業を妨げるものとはならず、せいぜいロイヤルティ (伐採料) の配分比率をめぐる議論にすりかえられたのである。

こうして LP 社は、NNGTC が管轄する広大な慣習地で伐採を開始した。まず北ニュージョージアの政府地バロラから西進し、クサゲの慣習地 (ルパ、ジェラ、マセ) に入って伐採をおこなった。一方のバロラ以東に関しては、ホアヴァの慣習地 (デクラナ、マガラ、ゲラシ) にて操業した。さらに LP 社は、クサゲの南端に位置するエノガエにベースキャンプを設け、そこを拠点として伐採地のさらなる拡大を目論んでいた。同社は、植民地時代の最盛期にソロモン諸島全体の木材生産量の 75% を占めたという

( Kabutaulaka [2006b: 243] )。しかし、時を前後して起こった国家独立（およびそれに伴うイギリス植民地政府の退去）は、LP 社の動向を含めソロモン諸島の森林開発における転換をもたらすことになる。

## 2-2 イギリス系から東南アジア系の企業へ

LP 社による森林伐採のインパクトが現実化するにつれ、北ニュージョージアの「クサゲに住む CFC の人々（以下、おもに彼 / 彼女らに焦点をあてる）」は批判の声をあげた。それは、根こそぎの伐採が環境に与える影響、石像や貝貨を含むタンブー・プレス（祖先を祀る祠）および伝統的な夕口灌漑システムの破壊など多岐に及ぶ。しかし、このような批判に対して、LP 社は、「われわれは政府と契約を結んでいるのであり、おまえたちと結んでいるわけでない」などと主張し、話し合いの機会をもたなかった。同社は、それは政府が解決すべき問題、あるいは政府の責任とすら考えていたという（石森 [2002]）。たしかに NNGTC 法案によれば、LP 社は各々の土地所有者と個別に向き合う必要はなく、NNGTC とのみ交渉すれば良かった。しかし、このような同社の「傲慢な態度」は物質的な損害以上に、CFC の人々を怒らせた。たとえば、CFC のある者によれば、「LP 社がわれわれと契約していないというのであれば、彼らの森林伐採はわれわれとの正しい契約に基づくものではない。契約が正しくないのであれば、これ以上、森林伐採を続けるな。ここから出て行けということだ」というのである。

1981 年、ある人物が中心となり、北ニュージョージアで最大規模を誇る P 村で会合がおこなわれた。その人物とは、CFC の創始者エトの息子、ジョブ・ダドリー・タウシンガである。彼は難関とされるホニアラの中高等学校を首席で卒業した後外国の大学で延べ 5 年間の教育を受けており、英語能力や西洋流の交渉術に長けていると人々からも考えられていた。タウシンガによって召集された会合では、「LP 社が CFC の要求に取り合わなければ実力行使も辞さないこと」が確認されたという。その後、同年 4 月 2 日、タウシンガはコロンバンガラ島で LP 社の現地幹部と面会し、「LP 社はエノガエのキャンプから退去すること」を強く要求した。しかし、タウシンガのアピールにもかかわらず、LP 社は以前と同様の理由で取り合おうとしなかった。クサゲの人々は、それを互酬的な助け合いの精神に欠け、また自分たちに敬意を払おうとしない挑戦的な態度であると解釈した。LP 社が長年に渡って示してきた態度は、クサゲのカストム（伝統文化）を侵害するものであったといえる（石森 [2002]）。

やがてクサゲに住む CFC の人々は、実力行使に出るようになる。1981 年 6 月、LP 社がエノガエのキャンプにブルドーザーを最初に持ち込んだとき、CFC の人々はそれを妨害しようとした。さらに同年 12 月にも、このキャンプに押し入り、LP 社の建築

物を破壊している。それでも LP 社はお構いなしに伐採を継続したことで、ついに CFC の人々の怒りは沸点に達する。1982 年 3 月 27 日、CFC の村落から集まった約 200 人は、夜中に松明をたき、ブッシュナイフをもってエノガエのキャンプに侵入した。そして LP 社の労働者（おもにソロモン人）を立ち去らせた後で、同社の建築物やブルドーザーを含め伐採設備やその他の資材に次々と火を放ったのである（石森 [2002] [2004]）。これが俗にいう「エノガエ焼き討ち事件」であり、イギリスやオーストラリアを含め外国でも報道された。また環境保護団体はこの事件の背景にある熱帯雨林の破壊を問題視するなど、LP 社は国際的な批判を受けることにもつながった。この事件による LP 社の被害総額は百万米ドルにのぼる一方で、警察は事件に関与した CFC の 7 人をギゾの刑務所に連行し、2 年の禁固刑を課した（Bennett [2000: 220-221]）。

焼き討ち事件から 2 年後の 1984 年、LP 社は（バロラ以東を含む）北ニュージョージアにおける伐採操業の停止を決定した。さらに 1986 年、同社がソロモン諸島からの完全撤退を表明したことで、植民地経済の象徴でもあった「リーヴァーズ時代」は終焉を迎えた。LP 社の撤退は、焼き討ち事件の直接的・間接的な影響はもちろんのこと、「アンチ LP 社」の旗手であったタウシンガが 1984 年にウェスタン州知事に就任したことも関係するといわれている（Bennett [2000: 222]）。いずれにせよ、北ニュージョージアから LP 社が撤退したことで、外国資本による森林伐採は過去のものとなり、以降、小規模かつ持続可能な森林資源の利用に移行すると思われたのである。

しかしながら、LP 社に代わる伐採業者の到来まで、それほど時間を要しなかった。これまで CFC の人々は、外国資本による森林伐採を痛烈に批判する一方で、村落レベルの自律的な現金獲得としてコブラ生産を盛んにおこなってきた。それは CFC の創始以来、長きに渡ってエトの指導のもとで実践されてきたことである。植民地時代から独立期に至るまで、CFC の結束力を生かした共同労働に基づくコブラの生産力は他地域を凌駕していた。エトは 1983 年に死去したものの、タウシンガを含め CFC の人々は伐採のロイヤルティ収入に頼らずともコブラ生産によって必要な現金が獲得可能と考えていたに違いない。ところが、1980 年代中頃に世界市場におけるコブラ価格が大幅に下落し、北ニュージョージアにある種の経済危機が訪れた（Hviding and Bayliss-Smith [2000: 235]）。ここに至って、コブラ生産に代わる新たな現金獲得の手段が、（西洋の主流派ミッション教会から財政的にも分離した）CFC の教会運営のためにも必要となったのである。

新たな伐採業者、ゴールデン・スプリングス社（Golden Springs International Ltd., 以下、GS 社と略す）との間で北ニュージョージアの慣習地の伐採交渉が開始されたのは、このような状況下であった。同社は、インドネシア系企業スンバー・マス・グループ（Sumber Mas group）の子会社であり、マレーシア系中国人の企業から下請けし、伐採をおこなっていた。GS 社との交渉の先頭に立ったのは、つい数年前まで伐採反対派で

あったはずの、タウシンガである。その頃、彼は政治家として出世街道を直実に歩んでおり、ソロモン・ママロニ政権（1981年～1984年）の外務大臣に就任していた。後述するが、ママロニ政権は森林伐採を推進する政策を取ったことで知られており、同政権への入閣がタウシンガを伐採反対派から推進派に変える契機となったといえるかもしれない。

1989年、（LP社撤退後も存続していた）NNGTCは、タウシンガの肝いりで代表者の構成も刷新され、GS社との最終的な合意に達した。GS社との契約内容は、LP社るときと比較すれば、地域社会への配慮を含むものであった。伐採業者は伐採のロイヤルティを支払うだけでなく、インフラ整備や環境破壊の防止、地域社会の福利厚生および生活改善に貢献することが定められた。それに加え、各々の土地所有者集団がいくつかの項目でGS社と個別に交渉をおこなえるようになった。これらは政府が1984年に制定した「森林資源と木材利用に関する法」によって可能となり、それにならって同年にNNGTC法案も改正されていたからである（NNGTC [1984]）。

1990年、GS社はかつてLP社のキャンプがあったエノガエから東に向かって伐採を開始し、その後、ホアヴァおよびマロヴォ北部に「最前線（その拠点はヴァカンボ周辺）」を移した。同社の伐採がもたらすインパクトに対して、CFCの人々の一般的な意見は、強いていえば「GS社の方がLP社よりも少しだけ増し」という程度である。ただし、「増し（*koleo va kisi*）」とされる理由は、上述の法改正によって、GS社の負担で小学校や診療所のほか、水道や道路などのインフラが建設・整備された点に限られる。家屋や教会建物の改築（西洋化）をはじめ、コミュニティ・ホールを建設してもらった村落もある。そのほか、トラックや船外機の貸与および燃料の支給に言及し、LP社の時代にはそのような対応はなかったと述べる者も多い。しかし、その一方で、GS社に対する不満はやはり数多い。GS社の森林伐採が環境に与える影響は、LP社の時代とほとんど変わらないというのである。また研究者の指摘でも、GS社とLP社ともに世界的にも類をみない破壊的な皆伐などと診断とされている（Hviding and Bayliss-Smith [2000: 235-236], Bennett [2000: 247]）。タンブー・プレスや伝統的な石像の破壊に対する批判も後をたたず、裁判所に訴えるケースにも事欠かない。1994年には度重なるタンブー・プレスの破壊に怒ったホアヴァの人々が、ガラスに設置されていたGS社の資材を焼き払うという事件も起きている。

GS社は、1990年からの10年間で北ニュージョージアが潜在的に有する木材の約半分、およそ150万立方メートルの木材を伐採した。その一方で、土地所有者集団は、NNGTCを介して1人当たり約50ソロモンドルのロイヤルティを得たという。そもそも森林伐採はコブラ生産を経済的に代替することが期待されていたが、しかし、この金額は1980年代レベルのコブラ生産の儲けよりも明らかに少ない（Hviding and Bayliss-Smith [2000: 238]）。そればかりか、持続可能性の高いコブラ生産とは違い、ひ

とたび皆伐され消え去った熱帯雨林はそう簡単には回復しない。そう考えれば、伐採によって失ったものはあまりにも大きく、得たものはあまりにも小さいように、筆者には思えるのである。

### 第3節 グローバル化する森林資源

ここまで北ニュージョージアの森林伐採をめぐり、おおまかにいえば、植民地期（1960年代～1970年代、LP社の伐採）とポスト植民地期（1980年代～現在、GS社の伐採）の区分に基づいて概観してきた。それぞれをまとめれば以下ようになる。

の1960年代～1970年代、植民地政府は、コブラを補完する輸出産品として森林資源に目をつけた後、土地の接収によって政府地を確保し、その多くを本国（イギリス）の企業であるLP社に提供した。コロバンガラ島やギゾ島の一部および北ニュージョージアのバロラの土地がそれに該当する。さらに政府は、LP社の要求に応える形で（政府地だけではなく）慣習地の伐採を目指し、LP社と土地所有者集団（NNGTC）の媒介役を担った。このような政府の手厚いサポートにより、LP社は政府地および慣習地での（ともすればCFCの人々の意見を無視して）伐採が可能となった。そして同社はの時代の木材総輸出量の約75%を占め、植民地経済を支えたのである。その後、国家独立（1978年）を経て、の1980年代～現在という時代に入る。1984年、伐採反対派のCFCの人々によるLP社のベースキャンプ焼き討ち事件が起こり、1986年に同社は事実上、追い出されることになった。しかし、それは北ニュージョージアにおける大規模な森林伐採の終焉を意味したのではない。LP社撤退から数年後には、同地域の有力な政治家タウシンガがインドネシア系の伐採業者GS社との直接的な交渉を開始していた。やがてGS社は、LP社に代わって1990年から伐採操業をはじめ、NNGTCが管轄する大部分の慣習地を対象に西から東へと横断し、現在でも北ニュージョージアの慣習地で伐採をおこなっている。

以上、北ニュージョージアの伐採史を踏まえれば、「政府地から慣習地へ」、「政府主導から地域社会（あるいは当該社会出身の政治家）主導へ」、「宗主国の企業から東南アジア系の企業へ」という転換がみられるといえる。

そして、このような転換はウェスタン州および北ニュージョージアに限ったことではなく、ソロモン諸島全体の森林開発の大きな流れとしても指摘可能である<sup>5</sup>（Frazer [1997], Kabutaulaka [2006a]）。すなわち、諸島全体のレベルに換言すれば、の時代には、イギリスやオーストラリアの企業がおもに政府地（および植民地政府がリースしている土地）において、政府の監視のもとで伐採や輸出が実施された。つぎのの時代には、アジア系（とくに韓国、インドネシア、マレーシア）の企業が急増し、政府地ではなく、おもに慣習地で伐採をおこなった。そしての時代に比して、契約交

渉の過程や伐採から輸出に至る実態について政府の監視が行き届かず、(企業単独および政治家との癒着による) 不法行為も後をたたないという状況にある。ここであげたの時代に特徴的な事象は、現在も続いている。

それでは、このような から への転換は何を意味するのだろうか。その背景として、まずソロモン諸島の独立があげられる。おもに 1970 年代以降、東南アジアやアフリカの諸国から遅れること 20 年~30 年ほどで、太平洋にも脱植民地化の波が到来した。独立に向けての動きは、西洋人による政治的・経済的・社会的な支配が(少なくとも表面的には) 解消され、それらにまつわる諸権利が西洋人から太平洋の人々に委譲・返還されていく過程でもあった。このことは、森林開発の分野にも指摘できる。その過程で政府と旧宗主国の伐採業者の結びつきは揺らぎ、その一方で、(多くの場合、当該地域出身の政治家や伝統的な指導者の主導によって) 土地所有者集団が法的に自己組織化することが可能となり、自分たちの慣習地を対象として直接的に伐採業者と交渉するようになったのである。

それを政策的に後押ししたのは、ソロモン・ママロニ第 2 代目首相(第 1 期 1981~1984 年)であった。ママロニ政権は「森林伐採推進政策(pro-logging policy)」のもと、土地所有者が主体的に森林開発にかかわることを期待する一方で、とくにアジア系企業からの旺盛な投資をうながした。同政権は「北を向け(looking north)」という方針を打ち出し、西洋の投資家から離れ、アジアの投資家に比重を移すことを目指したのである。なお、北ニュージョージアの政治家タウシングはママロニの腹心とされ、その彼がインドネシア系企業を自らの出身地域に誘致したことは驚くに値しない。ママロニが政権の座にあった 1981 年~1984 年の間、それ以前の 4 倍にも相当する伐採許可証が発給されたが、その大多数はアジア系企業が得たものであった(Kabutaulaka [2006b: 243-244], 須藤[2004: 174-175])。なお、現在のソロモン諸島政治の大きな問題の 1 つともいえる、政治家と(とくに東南アジア系の) 伐採業者との癒着および賄賂の授受、木材輸出に絡む不正や犯罪(脱税や許可証の不正発給、ひいては許可証なしでの伐採など)が際立って横行をはじめたのもこの時期からである。

このような政策上の方向転換は国内的なイシューといえるが、それは、政治経済的な次元におけるグローバル化の流れに呼応する動きでもある。この点に関して、冒頭でネオリベラルな経済政策の波及に言及したとおり、国際援助機関が義務付ける構造調整プログラムの導入との関連性について指摘できる。ソロモン諸島では、1989 年から国際通貨基金の財政援助の条件として国家歳出の抑制、政府による市場介入の減少、民営化支援、外国資本への門戸開放などを受け入れている。その受入れを決定したのは、かのママロニ首相(第 2 期 1989~1993 年)であった。これらのプログラムは、自律的な経済政策の放棄を迫るだけでなく、ソロモン諸島の森林資源と世界市場の結びつきを強める結果となったのである。ネオリベリズムは、「(政治経済的に) 弱い

国」をさらに弱体化させ、さらなる天然資源の乱開発（もしくは搾取）を助長するという逆効果が、ソロモン諸島でも典型的にみられることになる（パウマン [2001]）。

ただし、ここではソロモン諸島の森林伐採とより直接的な因果関係を有する事柄を強調しておきたい。それは、国際木材市場、それもとくにアジア市場との関係についてである。ソロモン諸島からの木材輸出が急増した時期、国際木材市場において、1つは「アジアの経済発展とそれに伴う木材需要拡大」、もう1つは「インドネシアとマレーシアにおける木材輸出の制限・禁止」という2つの大きな変動がみられた。

まず前者に関して、とくに1980年代～1990年代中頃にかけて、経済発展に沸くアジア諸国向けの木材輸出が好調であった。ソロモン諸島からの輸出先をみれば、1994年～1998年の平均統計で日本（34%）が最大であり、以下、韓国（20%）、フィリピン（28%）、インド（10%）、中国（2%）と続く（Kabutaulaka [2006b: 245]）。ただし、日本への輸出割合は、1984年の94%を最高値として毎年急激な減少を続け、同年から15年間で3分の1以下に落ち込んだ（さきの34%はそのような状況下での数値である）。ただし、日本向け輸出に関して注意すべきことは、1984年に約30万立方メートル、ところが1993年でも約35万立方メートルであることからわかるように、量的には減少せず、またそれほど大きな変動がみられない点である（清水 [1994: 206]）。その一方で、1990年代以降に急増するソロモン諸島の木材生産量の大部分はといえば、アジア諸国、それもとくに中国に輸出されている。2008年統計では、ソロモン諸島から中国への輸出割合は69%に急成長する一方で、韓国（15%）、フィリピン（5%）、タイ（4%）、日本（3%）は軒並みその割合を減じている（CBSI [2008b]）。ソロモン諸島から輸出される南洋材の大部分は、合板およびコンクリートを流し込む型枠に使用されるが、中国における建設ラッシュがその需要を高めている。今後の傾向としても、以前の日本から主役の座を交代する形で、中国の南洋材需要がさらに拡大することが予想されている（森林総合研究所 [2007]）。

一方の后者についてである。1980年代まで、インドネシアとマレーシアは（アメリカ、ロシア、カナダとともに）国際木材市場をリードしてきた。しかし、1985年にインドネシアが積極的な産業化に向けた政策転換を打ち出し、それに伴って木材輸出の禁止および木材加工に関する取締り強化をおこなった。続いて1993年にはマレーシアが資源の枯渇や合板産業の成長に伴ってサバ州からの木材輸出を禁止し、その後サラワク州に関しても制限を課した。その結果、これら世界的な木材生産国で操業していた伐採業者は木材を求めて大移動を開始し、パプアニューギニアを経由して、ソロモン諸島へと伐採の「最前線」を移したのである（斉藤 [1997: 227], Bennett [2000: 247]）。本稿で取り上げたGS社は、インドネシア系企業の子会社であり、またマレーシア系の木材会社の下請けをおこなうなど、まさにこの典型例といえよう。なお、付言しておくが、ソロモン諸島で操業するマレーシア系やインドネシア系の伐採企業のほぼす

べて（フィリピン系を含む）は、「華僑（華人）系の企業」である。そう考えれば、現在のソロモン諸島の木材をめぐるおもな流れは、「華僑系の企業が伐採し、中国に輸出する」と形容できる。伐採業者とバイヤーは国籍こそ異なるが、チャイニーズ・ネットワークでつながっているのである。

以上、国際木材市場におけるとくにアジアの木材輸出入をめぐる2つの点は、ソロモン諸島の森林伐採に多大な影響を与えている。そしてこれらの点は、森林資源のグローバル化の文脈のなかで表裏関係にある。というのも、後者に示唆される環境保護的な政策は、概して、前者と関連する経済的に発展した地域（先進国）から順番に採用されるからである。その一方で、先進国の環境基準は、後進国のそれから相対的に分離しており、それがゆえに、後進国ではさらなる環境破壊を呼ぶ（ベック [2005: 239-240]）。今、ソロモン諸島の森林に生じていることは、このような状況であろう。

ソロモン諸島の独立から現在に至るまでの約30年間、国家および村落のレベルを問わず、森林開発の舵取りはつねに大きな議論の1つであった。同諸島にも、多方面から（財政援助付きも含め）西洋的な環境保護言説が入り込み、政府や伐採業者は国際的にも強い非難にさらされている。しかし、環境保護的な政策（木材輸出の各種規制、モニタリングの強化、伐採量の制限、適正価格の設定など）の導入は、むしろ国家の政治経済的かつ社会的な不安化を招き、ひいては国内紛争を導いたという側面も否定できない（Firth [2007]）。その一方で、「資源の呪い」の末期症状ではないだろうが、森林資源の持続不可能性が警告されつつもそのオルタナティブは未だみつからぬまま、伐採だけは着実に継続してきたのである。

おわりに

最後に、まとめと今後の展望を述べ、本稿を終えることにする。ソロモン諸島において、世界市場を視野に入れた天然資源の開発は、19世紀以降の巡回商人との邂逅にはじまった。たとえば、ビャクダン、ベッコウ、ナマコと、鉄製品や武器、タバコ・アルコール飲料などとの交換がそれである。これは、広義あるいは古い意味でのグローバル化を意味する。その延長線上に、1960年代にはじまる輸出指向型の大規模な森林伐採がある。ただし、国家独立を挟み、とくに1990年代以降、本稿でいう時代の森林伐採は、従来とは異なる新しいグローバル化の一端を示すと考えることもできる。それは、たんに伐採の主体が旧宗主国の企業から東南アジア系の企業に代わったからだけではない。東南アジア系企業の進出およびそれに伴う木材輸出量の急増は、国際木材市場動向の直接的な反映であるとともに、「新世界秩序」などと称されるネオリベラリズムおよび環境保護言説（およびそれが招く逆効果）とも結びついているからである。

ソロモン諸島中央銀行の試算によれば、先述のとおり、同国の森林資源は2021年には枯渇するという(CBSI [2006])。とはいえ、地域社会の人々は、自分たちの森林が消えゆく様子を、ただ手を拱いてみているだけではない。たとえば現在、北ニュージョージアの人々は、伐採跡地を対象に大規模な植林活動をおこなっている。植林の開始時期は1997年～1998年であり、もっとも生育が早い樹種であれば、2010年代に最初の収穫期を迎える。同地域では、ソロモン諸島の慣習地で初めて大規模な伐採が開始されたが、この植林活動も同様に初めての試みであり、大いに注目に値する。そしてこれらの背景として、タウシンガという影響力をもつ政治家、およびCFCという結束力の強い教会の存在を視野に入れた考察が必要となるだろう。いずれにせよ、北ニュージョージアがソロモン諸島の森林開発のパイオニアであることに間違いなく、今後とも筆者はその地に足を運び、グローバル化の波に消えそうな森、そして新たに育ちつつもある森の行方を追っていかうと思う。

#### 注

- <sup>1</sup> 国連食糧農業機関が1999年にまとめた南洋材輸出量の順位による(FAO [1999: 29])。
- <sup>2</sup> たとえば、「世界のどこを見渡しても、ソロモン諸島ほど(国家財政を)木材輸出に頼る国家はない。そして、もう後戻りできないところまできている。(…中略…)森林が消滅すれば、もうオルタナティブは残されていない」(Montgomery [1995: 75])などと指摘されている。
- <sup>3</sup> 1960年代以前にも、イギリスやオーストラリアの企業が森林伐採をおこなってはいたが、そのほとんどがローカル需要向けであり、生産量も小規模であった。1963年時点で、木材はソロモン諸島からの総輸出額の4パーセントを占めるに過ぎず、その一方で、コブラは総輸出額の91パーセントを占めていた(Hviding and Bayliss-Smith [2000: 213])。
- <sup>4</sup> ニュージョージア島の最北端に位置するバロラは、LP社の前身であるリーヴァーズ社が同島で初めて取得した土地であり、海岸線に沿って約10キロメートル、内陸部に向けて約4キロメートルの広さをもつ。リーヴァーズ社は、ココヤシ農園開発を目的として、1931年にバロラの占有権を獲得した。しかし、大規模な開発は実施されぬまま、1963年に同地の権利はLP社に委譲された(Hviding and Bayliss-Smith [2000: 225])。
- <sup>5</sup> あるいは、北ニュージョージアの事例がソロモン諸島の他地域に「先行する」といっても過言ではない。LP社は、ニュージョージア島およびその周辺の島々を拠点に伐採をおこない、植民地経済の多くの部分を担っていた。政府は、そのLP社が北ニュージョージアの(政府地だけではなく)慣習地で伐採操業できるよう法改正を実施したという側面があり、その後、他地域でも同様の動きが生じたのである。
- <sup>6</sup> アジア系企業の移動は、地域社会に与える影響という点では、単なる移動以上の意味がある。というのも、インドネシアやマレーシアの国有地における伐採とは異なり、1990年代以降のソロモン諸島における伐採の約8割は、伝統的に人々が生活を営んできた慣習地で実施されているからである(Dauvergne [2001: 23])。

---

参照文献

【日本語文献】

石森大知[2002]「地域社会での開発にかかわるイベント集 ソロモン(01-03)」(『アジア・太平洋の環境・開発・文化』第5号、日本学術振興会未来開拓学術研究推進事業、8-13ページ)。

[2004]「森林伐採の受容にみる『伝統』と『近代』の葛藤」(大塚柳太郎編『島の生活世界と開発(1) ソロモン諸島：最後の熱帯林』東京大学出版会、85-114ページ)。

斉藤尚文[1997]「環境と開発を読む パプアニューギニアの森林をめぐる」(青木保ほか編『岩波講座文化人類学 第2巻 環境の人類誌』岩波書店、221-245ページ)。

清水靖子[1994]『日本が消したパプアニューギニアの森』明石書店。

白川千尋[2008]「ヴァヌアツ・ポートヴィラにおける土地開発と社会的葛藤」(須藤健一編『オセアニア島嶼国におけるグローカリゼーションと国民文化に関する人類学的研究』平成16年度～平成19年度科学研究費補助金研究成果報告書、162-173ページ)。

森林総合研究所[2007]『森林・林業・木材産業の将来予測 データ・理論・シミュレーション』日本林業調査会。

須藤健一[2004]「国家政策に抗する森林開発」(大塚柳太郎編『島の生活世界と開発(1) ソロモン諸島：最後の熱帯林』東京大学出版会、169-194ページ)。

関根久雄 [2001]『開発と向き合う人々 ソロモン諸島における「開発」概念とリーダーシップ』東洋出版株式会社。

パウマン、ジークムント(森田典正訳)[2001]『リキッド・モダニティ 液状化する社会』大月書店。

ベック、ウルリッヒ(木村利秋・中村健吾監訳)[2005]『グローバル化の社会学 グローバリズムの誤謬：グローバル化への応答』国文社。

【外国語文献】

AusAID [2008] *Pacific Economic Survey: Connection the Region*, Canberra: AusAID.

Bennett, J. [1987] *Wealth of the Solomons: A History of a Pacific Archipelago, 1800-1978*, Honolulu: University of Hawai'i Press.

[2000] *Pacific Forest: History of Resource Control and Contest in Solomon Islands, c.1800-1997*, Cambridge: The White Horse Press.

CBSI[2006] *CBSI Annual Report 2005*, Honiara: Central Bank of Solomon Islands.

- 
- [2007] *CBSI Annual Report 2006*, Honiara: Central Bank of Solomon Islands.
- [2008a] *CBSI Annual Report 2007*, Honiara: Central Bank of Solomon Islands.
- [2008b] *Quarterly Review June 2008*, Vol.21, No.2, Honiara: Central Bank of Solomon Islands.
- [2009] *CBSI Annual Report 2008*, Honiara: Central Bank of Solomon Islands.
- Dauvergne, P. [2001] *Loggers and Degradation in the Asia-Pacific: Corporations and Environmental Management*, Cambridge: Cambridge University Press.
- FAO [1999] *State of the World's Forest 1999*, Rome: FAO.
- Firth, S. [2007] "Pacific Islands Trade, Labor, and Security in an Era of Globalization," *The Contemporary Pacific*, Vol.19, No.1, pp.111-135.
- Frazer, I. [1997] "The Struggle for Control of Solomon Islands Forest," *The Contemporary Pacific*, Vol.9, No.1, pp.39-55.
- Hviding, E. and T. Bayliss-Smith [2000] *Islands of Rainforest: Agroforestry, Logging and Eco-tourism in Solomon Islands*, Burlington: Ashgate Publishing Ltd.
- Kabutaulaka, T.T. [2006a] "Deforestation and Politics in Solomon Islands," P. Larmour ed., *Governance and Reform in the South Pacific*, Canberra: Research School of Pacific and Asian Studies, Australian National University, pp.121-153.
- [2006b] "Global Capital and Local Ownership in Solomon Islands' Forestry Industry," S. Firth ed., *Globalisation and Governance in the Pacific Islands*, Canberra: ANU E Press, pp. 239-257.
- Larmour, P. [1981] "The North New Georgia Corporation," P. Larmour, R. Crocombe, and A. Taugenge eds., *Land, People and Government*, Suva: Institute of Pacific Studies, University of the South Pacific, pp.133-146.
- Montgomery, P. [1995] "Forestry in Solomon Islands," *Pacific Economic Bulletin*, Vol.10, No.2, pp.74-76.
- NNGTC [1979] *North New Georgia Timber Corporation Act*, 1979-No.9 of 1979, unpublished.
- [1984] *North New Georgia Timber Corporation (Amendment) Act*, 1984-No.9 of 1984, unpublished.